



# 栃木県公報

令和 2 (2020) 年  
4 月 28 日 (火)  
第 100 号

## 目 次

規 則	
○栃木県立産業技術専門校規則の一部改正.....	403
告 示	
○と畜場番号を定める告示の一部改正.....	407
○県税に関する減免申請期限の延長.....	407
○予定保安林.....	407
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定.....	408
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定.....	409
○同.....	409
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービスの事業の廃止.....	410
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定相談支援の事業の廃止.....	411
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定辞退.....	412
○同.....	412
○土地改良区定款変更の認可.....	412
○共同施行等の土地改良事業施行の認可.....	412
公 告	
○公共測量の終了.....	413

## 規 則

### 栃木県規則第四十四号

栃木県立産業技術専門校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年四月二十八日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県立産業技術専門校規則の一部を改正する規則

栃木県立産業技術専門校規則（昭和四十七年栃木県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(訓練科等)</p> <p><b>第二条</b> 普通課程（<u>技能習得コース</u>に限る。）の訓練科、訓練生定員及び訓練期間は、別表第一のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(入校資格)</p>	<p>(訓練科等)</p> <p><b>第二条</b> 普通課程（<u>本科及び高等コース</u>に限る。）の訓練科、訓練生定員及び訓練期間は、別表第一のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(入校資格)</p>

第七条 条例第七条第一号の規則で定める訓練科は次の各号に掲げる訓練科とし、同条第一号の規則で定める者は当該各号に掲げる訓練科の区分に応じ当該各号に定める者とし、同条第一号の規則で定めるものは職業に必要な資格を取得しようとする者とする。

- 一 技能習得コースの自動車整備科 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項に規定する者
- 二 技能習得コースの木造建築科 学校教育法による中学校を卒業した者若しくは同法による義務教育学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者

2 略

(入校試験)

第十一条 栃木県立県央産業技術専門校の長(以下「県央校長」という。)は、普通課程(技能習得コースに限る。)の入校志願者に対し、一般入校試験又は推薦入校試験を行う。

2 略

(入校の許可)

第十三条 校長は、普通課程(技能習得コースに限る。)にあつては入校試験の結果に基づき、普通課程(資格取得コースに限る。)及び短期課程にあつては選考の結果に基づき入校を許可する。

第十七条 略

(入校試験料等)

第十八条 条例第九条第一項、第十条及び第十一条第一項の規則で定める訓練科は、技能習得コースの木造建築科とする。

(授業料の納付)

第十九条 略

2 技能習得コース(木造建築科を除く。第二十一条において同じ。)の訓練生は、毎月十日までにその月の授業料を納付しなければならない。ただし、一月分及び四月分の授業料については、その月の二十日までに納付しなければならない。

3 略

第二十条 略

第七条 条例第七条第一号の規則で定める訓練科は本科の自動車整備科とし、同号の規則で定める者は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項に規定する者とし、同号の規則で定めるものは職業に必要な資格を取得しようとする者とする。

- 一 技能習得コースの自動車整備科 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項に規定する者
- 二 技能習得コースの木造建築科 学校教育法による中学校を卒業した者若しくは同法による義務教育学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者

2 略

(入校試験)

第十一条 栃木県立県央産業技術専門校の長(以下「県央校長」という。)は、普通課程(本科及び高等コースに限る。)の入校志願者に対し、一般入校試験又は推薦入校試験を行う。

2 略

(入校の許可)

第十三条 校長は、普通課程(本科及び高等コースに限る。)にあつては入校試験の結果に基づき、普通課程(資格取得コースに限る。)及び短期課程にあつては選考の結果に基づき入校を許可する。

第十七条 略

(入校試験料等)

第十八条 条例第九条第一項、第十条及び第十一条第一項の規則で定める訓練科は、技能習得コースの木造建築科とする。

(授業料の納付)

第十八条 略

2 本科の訓練生は、毎月十日までにその月の授業料を納付しなければならない。ただし、一月分及び四月分の授業料については、その月の二十日までに納付しなければならない。

3 略

第十九条 略

(入校料及び授業料の免除)

**第二十一条** 県立校長は、技能習得コースの訓練生が次の各号のいずれかに該当するときは、入校料又は授業料の全部又は一部を免除することができる。

一・二 略

2 県立校長は、条例第十二条の規定により授業料を免除された技能習得コースの訓練生が前項各号のいずれにも該当しなくなつたときは、その免除を取り消すものとする。

**第二十二條～第二十五條** 略

(入校料及び授業料の免除)

**第二十条** 県立校長は、本科の訓練生が次の各号のいずれかに該当するときは、入校料又は授業料の全部又は一部を免除することができる。

一・二 略

2 県立校長は、条例第十二条の規定により授業料を免除された本科の訓練生が前項各号のいずれにも該当しなくなつたときは、その免除を取り消すものとする。

**第二十一條～第二十四條** 略

(愛称)

**第二十五條** 職業能力開発校の本科に係る愛称は、栃木県産業技術大学校とする。

別表第一を次のように改める。

**別表第1 (第2条関係)**

技能習得コース

訓練科	訓練生定員		訓練期間
	1年生	2年生	
機械技術科	30人	30人	2年
制御システム科	20人	20人	2年
自動車整備科	20人	20人	2年
建築設備科	20人	20人	2年
ITエンジニア科	20人	20人	2年
金属加工科	20人	20人	2年
電気工事科	20人	—	1年
木造建築科	20人	20人	2年
計	170人	150人	

別表第二「機械技術科」の項中「830時間」を「850時間」に改め、同表制御システム科の項中「300時間」を「イ 機械操作基本実習」に改め、「ウ 工作基本実習」を「イ 工作基本実習」に改め、「エ 安全衛生作業法」を「ウ 安全衛生作業法」に改め、

同表情報ネットワーク科の項を次のように改める。

I T エ ン ジ ニ ア 科	電気・電子機器の取扱いに必要な基礎的な技能及びこれに関する知識	1 基礎 (1) 学科 ア 生産工学概論 イ 電気理論 ウ 電子工学 エ 材料 オ 製図 カ 測定法 キ 安全衛生	230時間	訓練期間 2年 総訓練時間 2,800時間	1 建物その他の工作物 (1) 教室 (2) 実習場 (3) 空気調和装置 2 機械 (1) コンピュータ制御システム開発用機械類 (2) 情報処理用機器類
-----------------------	---------------------------------	---	-------	--------------------------------	--

	コンピュータを利用した制御機器のソフトウェアの設計並びに工業製品等の制御回路、自動制御装置等の設計及び製作に必要な技能及びこれに関する知識	ク 関係法規		3 その他 (1) 器具及び工具類 (2) 計測器類 (3) 製図器及び製図用具類 (4) 教材類
		(2) 実技 ア 測定基本実習 イ 工作基本実習 ウ コンピュータ操作基本実習 エ 回路図作成基本実習 オ 回路組立基本実習 カ 安全衛生作業法	240時間	
		2 専攻 (1) 学科 ア コンピュータ概論 イ 自動制御概論 ウ システム設計概論 エ プログラム論 オ ネットワーク概論	180時間	
		(2) 実技 ア 開発用機器操作実習 イ プログラム作成実習 ウ コンピュータ制御システム設計実習 エ ネットワーク基本実習	220時間	

別表第一「金属加工科」の項中「290時間」を「300時間」に改め、同表電気工事科の項中「390時間」を「380時

間」に、  

「 2年 総訓練時 間2,800 時間」	を	「 1年 総訓練時 間1,400 時間」	に改める。
-------------------------------	---	-------------------------------	-------

別記様式第一号(その一)中「普通課程(本科)」を「普通課程」に改める。

別記様式第三号(その一)を削り、同様式(その二)を同様式とする。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条及び別表第一の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に栃木県立県央産業技術専門校の技能習得コースに入校する者について適用し、施行日前に栃木県立県央産業技術専門校の本科及び高等コースに入校した者については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第二の規定は、施行日以後に入校した者に対して行う普通課程の普通職業訓練について適用し、施行日前に入校した者に対して行う普通課程の普通職業訓練については、なお従前の例による。

(労働政策課)

# 告 示

## 栃木県告示第二百六十号

と畜場番号を定める告示(昭和五十四年栃木県告示第三百四十三号)の一部を次のように改正する。

令和二年四月二十八日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
と畜場番号	と畜場名	と畜場番号	と畜場名
1～8 略		1～8 略	
9	削除	9	那須地区食肉センター
10～15 略		10～15 略	

(生活衛生課)

## 栃木県告示第261号

栃木県県税条例(平成17年栃木県条例第5号)第13条第1項の規定により、同条例第116条第4項に規定する自動車税種別割の減免を受けようとする者が知事に対して行う申請のうち、栃木県県税条例施行規則(平成17年栃木県規則第13号)第18条の4第1項第1号イ及びロに規定する額を減免するためのものの期限(その期限が令和2(2020)年4月1日から同年6月29日までの間に到来するものに限る。)については、その期限を同月30日まで延長する。

令和2(2020)年4月28日

栃木県知事 福田 富一

(税務課)

## 栃木県告示第262号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和2(2020)年4月28日

栃木県知事 福田 富一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大田原市久野又字入山864-17、864-18、864-27
- 2 指定の目的  
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

#### 栃木県告示第263号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年4月28日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0910200823	笑顔の郷	足利市月谷町 458-3	オールシーズン 株式会社	足利市月谷町 458-3	令和2 (2020)年 4月1日	生活介護
0910200211	医療法人孝栄会 ハートランド	足利市福居町 587-1	医療法人孝栄会	足利市福居町 1210	令和2 (2020)年 4月1日	自立生活援助
0910500362	わたの実	鹿沼市千渡 1949-64	特定非営利活動 法人福聚会	鹿沼市板荷 2971-1	令和2 (2020)年 4月1日	就労継続支 援B型
0910800655	ケアセンターり ぼん	小山市神鳥谷 1-3-4	株式会社りぼん	小山市神鳥谷 1-3-4	令和2 (2020)年 4月1日	居宅介護 重度訪問介 護 同行援護
0911000511	ナチュラルハウ ス	大田原市中田 原572-2	特定非営利活動 法人ナチュラル	大田原市山の 手1-6-2	令和2 (2020)年 4月1日	生活介護
0912300415	しらゆり	壬生町安塚 2032-2	社会福祉法人せ せらぎ会	壬生町安塚 2032	令和2 (2020)年 4月1日	短期入所
0912500212	生活介護事業所 ほほえみ	那須町寺子乙 4005-23	有限会社福祉 ネットやわらぎ	那須町寺子丙 711-43	令和2 (2020)年 4月1日	生活介護
0920800091	ひまわり	小山市出井 2151-11	社会福祉法人洗 心会	小山市出井 1936	令和2 (2020)年 4月1日	共同生活援 助
0920800109	グループホーム たんぼぼ	小山市三拝川 岸127-1	社会福祉法人ソ フィア会	小山市東島田 2403-2	令和2 (2020)年 4月1日	共同生活援 助
0921000097	グループホーム 歩夢	大田原市堀之 内625-9	特定非営利活動 法人ライフネッ トワーク歩夢	大田原市堀之 内625-19	令和2 (2020)年 4月1日	共同生活援 助

0922500046	グループホーム つばさ	那須郡那珂川 町吉田448- 3	一般社団法人つ ばさ	大田原市親園 824-1	令和2 (2020)年 4月1日	共同生活援 助
------------	----------------	------------------------	---------------	-----------------	------------------------	------------

栃木県告示第264号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年4月28日

栃木県知事 福田 富一

名称	所在地	開設者名	指 定 年 月 日	自立支援 医療の種類
佐野市民病院	佐野市田沼町1832-1	医療法人財団佐野メディカル センター 理事長 大坪 修	令和2 (2020)年 4月1日	精神通院医 療
アイン薬局 獨協医大 店	下都賀郡壬生町北小林 880	株式会社アインファーマシー ズ 代表取締役 大石 美也	令和2 (2020)年 4月1日	精神通院医 療
さくら薬局	栃木市片柳町1-15-23	株式会社F I O 代表取締役 野見山 健一	令和2 (2020)年 4月1日	精神通院医 療
ファミリー薬局 宇都 宮中岡本店	宇都宮市中岡本町 2987-4	株式会社ヒューマンケア企画 代表取締役 山下 長見	令和2 (2020)年 4月1日	精神通院医 療
伊勢町あずま通り調剤 薬局	足利市伊勢町2-13-20	株式会社サンドラッグ 代表取締役 貞方 宏司	令和2 (2020)年 4月1日	精神通院医 療
訪問看護ステーション あやめ佐野	佐野市若宮上2-23サン ライフ21若宮上A 105	株式会社ファーストナース 代表取締役 橋本 真奈歩	令和2 (2020)年 4月1日	精神通院医 療
訪問看護ステーション あやめゆいの杜	宇都宮市ゆいの杜5- 6-21-2F	株式会社ファーストナース 代表取締役 橋本 真奈歩	令和2 (2020)年 4月1日	精神通院医 療
訪問看護ステーション あその郷	佐野市田沼町1832-1	医療法人財団佐野メディカル センター 理事長 大坪 修	令和2 (2020)年 4月1日	精神通院医 療
訪問看護ステーション 琴音	栃木市大平町川連490- 4	合同会社琴音 代表社員 前橋 智津子	令和2 (2020)年 4月1日	精神通院医 療

栃木県告示第265号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年4月28日

栃木県知事 福田 富一

## 1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自立支援 医療の種類	担当する 医療の種類
ゆりなメディカル パーク	下都賀郡野木町丸林 662-3	ゆりなメディカル パーク 三橋 梅八	令 和 2 (2020) 年 4 月 1 日	更生医療	腎臓に関する医療

## 2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自立支援 医療の種類
カワチ薬局 おもちゃ のまち店	下都賀郡壬生町緑町 2-15-15	株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 伸二	令 和 2 (2020) 年 4 月 1 日	育成医療及 び更生医療
アイン薬局 獨協医大 店	下都賀郡壬生町大字北 小林880	株式会社アインファーマシー ズ 代表取締役 大石 美也	令 和 2 (2020) 年 4 月 1 日	育成医療及 び更生医療
伊勢町あずま通り調剤 薬局	足利市伊勢町 2-13- 20	株式会社サンドラッグ 代表取締役 貞方 宏司	令 和 2 (2020) 年 4 月 1 日	育成医療及 び更生医療
調剤薬局マツモトキヨ シ 足利日赤店	足利市五十部町284番 地13	株式会社マツモトキヨシ東日 本販売 代表取締役 高野 昌司	令 和 2 (2020) 年 4 月 1 日	育成医療及 び更生医療

## 栃木県告示第266号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年4月28日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事 業 所		事 業 者		廃 止 の 年 月 日	サービ スの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
0910400159	社協ホームヘル プさの	佐野市あくど 町3084	社会福祉法人佐 野市社会福祉協 議会	佐野市大橋町 3212-27	令 和 2 (2020) 年 3 月 31 日	居宅介護
0910500081	武子希望の家	鹿沼市武子 1566	社会福祉法人希 望の家	鹿沼市武子 1566	令 和 2 (2020) 年 3 月 31 日	就労移行支 援
0910800366	ケアセンターり ぼん	小山市神鳥谷 1-3-4	株式会社新英工 業	小山市西城南 5-34-28 グ ラディオオンB 202号	令 和 2 (2020) 年 3 月 31 日	居宅介護 重度訪問介 護 同行援護
0910900158	有限会社ケア ワーカー出野	真岡市荒町 4-22-4	有限会社ケア ワーカー出野	真岡市荒町 4-22-4	令 和 2 (2020) 年 3 月 31 日	居宅介護 重度訪問介 護

0911100030	J Aしおのややすらぎ障害福祉サービス居宅介護事業所	矢板市矢板211	塩野谷農業協同組合	さくら市櫻野1670-2	令和2(2020)年3月31日	居宅介護 重度訪問介護
0911300663	やまびこの家	那須塩原市鍋掛1475-265	やまびこの家合同会社	那須塩原市鍋掛1475-265	令和2(2020)年3月31日	短期入所
0911400133	特定非営利活動法人にんべん	さくら市フィオーレ喜連川5-2-1フィオーレガーデン1-102	特定非営利活動法人にんべん	さくら市フィオーレ喜連川5-2-1フィオーレガーデン1-102	令和2(2020)年3月31日	居宅介護 重度訪問介護 行動援護
0912100070	上三川ふれあいの家ひまわり	上三川町上三川5082-15	社会福祉法人こぶしの会	宇都宮市柳田町1401	令和2(2020)年3月31日	就労移行支援
0912300068	セルプ花	野木町若林443-7	社会福祉法人パステル	小山市乙女625-2	令和2(2020)年3月31日	自立訓練 (生活訓練)
0912300159	社会福祉法人野木町社会福祉協議会	野木町友沼5840-7	社会福祉法人野木町社会福祉協議会	野木町友沼5840-7	令和2(2020)年3月31日	居宅介護
0912500097	コミュニティネットワークやわらぎ	那須町寺子丙711-44	有限会社福祉ネットやわらぎ	那須町寺子丙711-43	令和2(2020)年3月31日	生活介護
0912700135	指定訪問介護センターグリーンハウスとちぎ	茂木町茂木63-28	社会福祉法人尚生会	茨城県笠間市笠間1635-2	令和2(2020)年3月31日	居宅介護 重度訪問介護
0912700267	第2けやき作業所	芳賀町祖母井1704-8	社会福祉法人こぶしの会	宇都宮市柳田町1401	令和2(2020)年3月31日	就労移行支援
0921300091	やまびこの家	那須塩原市鍋掛1475-265	やまびこの家合同会社	那須塩原市鍋掛1475-265	令和2(2020)年3月31日	共同生活援助

栃木県告示第267号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により指定一般相談支援事業者から指定地域相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第1項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年4月28日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の 年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	

0932700032	相談支援センター のどか・真岡セン ター	真岡市荒町 111- 1	社会福祉法人こぶ しの会	宇都宮市柳田町 1401	令 和 2 (2020) 年 3 月 31 日
------------	----------------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-------------------------------

栃木県告示第268号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により次の指定自立支援医療機関がその指定を辞退したので、同法第69条の規定により公示する。

令和 2 (2020) 年 4 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 辞 退 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
有限会社ウシク薬局	栃木市室町 1-22	有限会社ウシク薬局 代表取締役 牛久 幸泰	令 和 2 (2020) 年 3 月 31 日	精神通院医 療

栃木県告示第269号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により次の指定自立支援医療機関がその指定を辞退したので、同法第69条の規定により公示する。

令和 2 (2020) 年 4 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 辞 退 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
伊勢町あずま通り調剤 薬局	足利市伊勢町 2-13-20	株式会社サンドラッグファー マシーズ 代表取締役 落合 佳宏	令 和 2 (2020) 年 3 月 31 日	育成医療及 び更生医療

(障害福祉課)

栃木県告示第270号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 2 (2020) 年 4 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
飯 塚 土 地 改 良 区	令 和 2 (2020) 年 4 月 16 日
水 沼 台 土 地 改 良 区	令 和 2 (2020) 年 4 月 16 日

栃木県告示第271号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第 3 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、次の事業主体の土地改良事業の施行を認可したので、同法第95条第 4 項の規定により公告する。

令和 2 (2020) 年 4 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

事業主体名	事業名	認可年月日
上駒生共同施行体	上駒生地区土地改良(区画整理)事業共同施行	令和2(2020)年4月16日

(農地整備課)

## 公 告

### ○公共測量の終了

令和元(2019)年12月27日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、足利市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年4月28日

栃木県知事 福田 富一

- 作業種類  
公共測量(基準点測量、数地図化)
- 作業地域  
足利市百頭・県地区
- 作業期間  
令和元(2019)年12月9日から令和2(2020)年3月19日まで

(監理課)